

佐賀県告示第 310 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 26 年 8 月 8 日から平成 26 年 9 月 8 日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 8 月 8 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員メー トル	延長メー トル
県道 北茂安三田 川線	三養基郡みやき町大字中津隈 字四本杉 561 番 1 地先から 三養基郡みやき町大字中津隈 字三本黒木 27 番 3 地先まで	後	17.5 ~ 15.0	750.0
	三養基郡みやき町大字中津隈 字四本杉 561 番 1 地先から 三養基郡みやき町大字中津隈 字三本黒木 27 番 3 地先まで	前	15.2 ~ 7.1	750.0